

～ 新型コロナウイルスの影響により町税等の納付が困難な方へ ～

徴収猶予の「特例制度」のご案内

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、納税が猶予される特例制度があります。猶予を受けた町税等については、猶予期間中延滞金がかかりません。制度の利用をご希望の方は、まずは町民課（税務担当）までご相談ください。

◆対象となる方

次の①、②いずれの条件も満たす個人または法人

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

◆対象となる税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する未納の町税等

◆申請期限

令和2年6月30日または各納期限のいずれか遅い日まで

※令和2年6月30日までに申請いただいた場合、令和2年2月1日以降で既に納期限が到来している町税等であっても、遡って猶予を受けることができます。

◆必要書類

●猶予を受けようとする税額が100万円以下の場合

- 1.徴収猶予申請書
- 2.財産収支状況書
- 3.収入や現預金の状況が分かる資料（給与明細、通帳のコピー等）

●猶予を受けようとする税額が100万円を超える場合

- 1.徴収猶予申請書
- 2.財産目録および収支の明細書
- 3.収入や現預金の状況が分かる資料（給与明細、通帳のコピー等）

※申請書類の様式は里庄町ホームページからダウンロードいただけます。

里庄町 徴収猶予 で検索してください。

<https://www.town.satosho.okayama.jp/site/covid-19-info/5382.html>

※様式の郵送をご希望の場合は町民課（税務）までご連絡ください。

◆問合せ先

里庄町町民課（税務） ☎0865-64-3113